- ▶ 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護については、人員基準において厚生労働大臣が定める研修の修了者を配置するよう求められており(下表参照)、研修修了者を配置しない場合は原則として人員基準違反となります。
- ▶ しかしながら、現任者の<u>突然の離職等</u>により、やむを得ず後任として研修修了者を 配置することができない場合には、直近に開催される研修を受講し修了することに より基準違反としない取扱が認められております。
- ▶ ただし、この取扱はあくまでも「突然の離職」など、やむを得ない理由がある場合に限り適用されるものであり、例えば下記のような現任者の離職予定等が事前に把握されている場合には適用されないものと考えます。
 - ◎現任者が定年退職する場合
 - ◎単なる事業者内の定期的な人事異動(配置転換)である場合
- ▶ 各事業者におかれましては、現任者の離職予定等を十分に確認いただき、計画的な研修受講に努めてください。
- ▶ なお、やむを得ず研修修了者を配置できない事情が生じる場合には、事前に市へ御相談ください。

厚生労働大臣が定める研修

- ■認知症対応型サービス事業開設者研修(開設者研修)
- ●認知症対応型サービス事業管理者研修(管理者研修)
- ●認知症介護実践者研修(実践者研修)
- ●小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修(計画作成担当者研修)

事業種別及び職種ごとの研修修了要件

職種 種別	代表者	管理者	計画作成担当者 (介護支援専門員)
認知症対応型 通所介護		実践者研修 + 管理者研修	
小規模多機能型居宅介護	開設者研修		実践者研修 + 計画作成担当者研修
認知症対応型 共同生活介護			実践者研修

≪参考≫ 各職種の配置に係る基準・通知関係

1 代表者

(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護)

【解釈通知】

代表者は、<中略>指定を受ける際(指定を受けた後に代表者の変更の届出を行う場合を含む。)に、113 号告示第 4 号に規定する研修[=認知症対応型サービス事業開設者研修]を修了しているものとする。<中略>ただし、代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えない。

2 管理者

(認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護)

【解釈通知】

管理者は、<中略>113 号告示第2号に規定する研修〔=認知症対応型サービス事業管理者研修〕を修了しているものとする。<中略>ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。

3 計画作成担当者(介護支援専門員)

(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護)

【 Q & A 】 (18.6.8 介護制度改革 information vol. 110 事務連絡 指定認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者の欠員等に係る減算に関する Q & A 】

認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者及び小規模多機能型居宅介護事業所における介護支援専門員が必要な研修[=認知症介護実践者研修・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修]を修了していない場合の減算(所定単位数の 100 分の 70 を算定)について、職員の突然の離職等により研修修了要件を満たさなくなった場合、必要な研修は年間3、4回程度しか実施されていないにもかかわらず、研修が開催されるまでの間は減算の適用を受けることになるのか。保険者の判断により、研修の申込を行っている場合は減算対象としないといった取扱いをすることは可能か。

≪ A ≫

- (1) 減算の取扱いについて
- 1 認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者等が必要な研修を修了していない場合の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算されるが、翌月の末日において人員基準を満たしていれば減算されないこととなっている。
- 2 職員の離職等により、新たに計画作成担当者等を配置した場合であっても、研修修了要件を満たしていないときは、原則として、研修の開催状況にかかわらず、減算の対象となる。
- 3 しかしながら、都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、職員の離職等の後、新たに計画作成担当者等を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該計画作成担当者等が研修を修了することが確実に見込まれる場合は、当該研修を修了するまでの間は減算対象としないこととする。
- 4 なお、受講予定の研修を修了しなかった場合においては、通常の減算の 算定方法に基づき、(人員基準欠如が発生した翌々月から)減算を行うこと とする。